

岡崎市発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する募集要項

岡崎市が行う発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する事業の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 趣旨

岡崎市（以下「市」という。）では、機器の更新に伴い令和4年2月までに岡崎市役所東庁舎において新たな発券番号・交付番号呼出機一式を設置する。

この要項は、発券番号・交付番号呼出機を無償提供する代わりに岡崎市役所東庁舎に広告掲載を希望する無償提供者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設名称

岡崎市市役所東庁舎

(2) 所在地

岡崎市十王町二丁目9番地

(3) 開庁日（時間）

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

3 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、発券番号・交付番号呼出機を無償で貸与・設置（現行の発券番号・交付番号呼出機の撤去も含む）・保守を行う代わりに、広告媒体の設置及び広告掲載を許可するもの。

(2) 発券番号・交付番号呼出機設置場所及び設置機器等

設置場所 市民課、国保年金課、医療助成室（別紙【設置場所】参照）

設置機器 機器仕様書のとおり

(3) 事業の履行期間

広告掲載期間5年間

（保守点検を含む）

発券番号・交付番号呼出機は令和4年2月までにできるだけ早く稼働開始とする。

広告掲載開始日、機器設置日等については、市と協議の上決定とする。

4 広告掲載

- (1) 広告媒体は画像、動画等を表示できるディスプレイ等とすること。
- (2) 広告媒体は広告及び行政情報を表示できることとすること。なお、行政情報の表示割合は最低 1 割以上とすること。
- (3) 広告主等について「岡崎市広告掲載要綱」、「岡崎市広告掲載基準」、「岡崎市発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する広告事業取扱要領」を遵守すること。

5 申込資格

- (1) 十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有しており、事業履行期間を全うする能力を有していること。
- (2) 提出した書類を市が審査し、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 次の各号のいずれも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加の資格に関する規定）に該当する者
 - イ 過去に市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - オ 国税、県税及び市税を滞納している者

6 施設使用等について

(1) 施設使用について

広告媒体の設置場所の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産目的外使用許可に基づく使用とする。

(2) 広告媒体の目的外使用料

広告媒体の設置について、広告媒体の垂直投影面積分の目的外使用料は、岡崎市行政財産目的外使用料条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 17 号）（以下「同条例」という。）第 3 条の 3 第 3 項に基づき、同条例第 3 条の 2 第 2 項を下回らないものとする。（1 平方メートル当たりの単価に機器の垂直投影面積を乗じた額。）

上記単価は令和 3 年度に広告掲載を開始する場合は単価 12,252 円とし、令和 4 年度に広告掲載を開始する場合は単価 12,240 円とする。

また、同条例第 4 条の 1 に基づき、市の指定する期限までに納付するものとする。

(3) 設置条件

ア システム及び関連機器の設置については、転落防止及び落下防止等の安全対策を

構ずること。

イ ディスプレイ等の設置については、サイズは最大 60 インチまでとし、落下防止等の安全対策を講じるとともに補強工事が必要となる場合は、市と事業者が協議の上方法を決定し、その費用は事業者の負担とする。なお、ディスプレイのサイズについても、市と事業者が協議の上決定すること。

ウ 機器の設置については、事前に現地確認を行い、設置位置及び設置方法等を十分検討すること。また、意匠に注意して、配線は隠蔽すること。

エ 広告媒体の設置については、別紙【設置場所】に指示する箇所に最大 3 個までの設置とすること。なお、詳細な設置場所については、市と事業者が協議の上決定すること。

オ 前項に関わらず、市及び事業者双方により良い提案がある場合は、エによる設置案とは別に提案してもよい。

カ 庁舎のレイアウト変更等により設置期間中に設置場所等に変更が生じた場合、市と事業者が協議の上システム及び関連機器の移設又は撤去すること。また、その費用は事業者負担とする。

キ 設置箇所や、向き、広告媒体の大きさは避難誘導指示灯や案内板等の視認性を阻害してはならない。また、市民及び職員に見やすく、明瞭な箇所に設置すること。

(4) その他必要経費等

発券番号・交付番号呼出機及び広告媒体の設置、維持管理等に要する経費、広告主の募集・広告及び行政情報の作成等広告事業に係る費用、その他事業の実施に係る一切の費用は、事業者の負担とする。また、必要な電気料金についても、使用量を基に市が積算した額の全額を事業者の負担とする。

(5) 使用上の制限

ア 広告媒体を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできない。

イ 広告の内容については、「岡崎市広告掲載要綱」、「岡崎市広告掲載基準」、「岡崎市発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する広告事業取扱要領」に適合するものとし、予め市の承認を得ること。

(6) 維持管理等

ア 事業者は、システムの運用に支障が生じないように定期的に保守点検等を行うこと。

イ 破損や汚損及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

ウ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、発券番号・交付番号呼出機及び広告媒体に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応すること。

エ 事業者は、システムが破損、汚損又は消失したときは、速やかに、復旧又は代替

機の設置等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、岡崎市が推奨するものではありません。」等の表示を広告掲載に挟み込むなどの市が広告主に加担していると思なされないよう対処すること。

(7) 研修の実施

ア システムの操作マニュアルを作成するとともに、市が別途指定する日までに職員に対し研修を実施すること。また、研修は本番機又は同等品を機器設置日の1週間前までに別途市が指定する場所に搬入した上で行うこと。

イ システムを使用する職員等からの要請に応じ、必要な助言を行うこととし、そのための体制を確保すること。

(8) 使用許可の取り消し及び変更

市が使用許可スペースを公用若しくは公共用に供するため必要とするときは協議により市及び事業者の合意の上、使用許可の全部若しくは一部を取り消す、又は変更することができる。契約条項に違反する行為があると認めるときは、市の判断の上、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(9) 原状回復

事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

7 応募方法

(1) 申込受付期間及び提出方法

令和3年11月24日(水)から令和3年12月8日(水)まで(土、日、祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分までに市民課に持参するか書留扱いにて郵送すること(令和3年12月8日(水)午後5時必着)。

(2) 提出書類

ア 岡崎市発券番号・交付番号呼出機無償提供申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 会社概要(会社の登記事項全部証明書、提出期限3か月以内のもの)

エ 国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書(直近事業年度で提出期限3か月以内のもの)

(3) 企画提案書の部数・様式等

ア 部数: 7部

イ 規格: A4版、総ページは30ページを限度とする。

(4) 企画提案書記載内容

企画提案書（様式２）を作成し、以下の内容を記載すること。なお、企画詳細については別途企画書（任意様式）を提出するものとする。

- ア 会社概要
- イ サービス体系及び提供実績
- ウ 導入体制、作業スケジュール等（担当者名、役割分担、施設調査、設置日）
- エ ディスプレイ等配置図案
- オ システム一式仕様（メーカー名、機能内容、ディスプレイ表示内容等）
- カ 広告募集（広告募集方法、広告と行政情報の表示割合、行政情報の制作方法等）
- キ 運用支援方法（職員への操作方法研修等）
- ク 保守及び障害発生時のサポート（管理体制、対応時間、方法等）
- ケ 提案金額（年額）
行政財産目的外使用料として市に納入する金額。
- コ その他提案（特に無い場合は記載不要）

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

本要項、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式３）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。

- ア 受付期間
令和３年１１月２４日（水）から令和３年１２月１日（水）午後５時まで
- イ 提出先
岡崎市市民安全部市民課
- ウ 提出方法
メール（shimin@city.okazaki.lg.jp）
件名は「【事業者名】岡崎市発券番号・交付番号呼出機無償提供者募集に関する質問」とする。

(2) 質問書に対する回答

回答期限 令和３年１２月３日（金）

- ア 質問に対する回答は、受付後、参加事業者全員へメールにて返信するものとする。
- イ 本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

9 審査及び結果通知

(1) 審査

企画提案書（様式２）の審査は、市民安全部長を始めとした選定委員で審議し、採用する企画提案書（様式２）を選定する。審査は、提案書に記載された内容及び質疑

応募の内容により、選定基準で定める審査項目について点数化し、得点が最も高い提案を採用する。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

(3) 事業者選定通知

審査の結果は、参加事業者全員に対し、書面にて通知（発送）をする。ただし、選定結果は合否のみの通知とし、採点結果、順位等は通知しない。

10 契約締結

契約締結は令和4年4月上旬予定

11 スケジュール

項目	日程
申込（提案書）受付	令和3年11月24日（水）～12月8日（水）
質問書受付	令和3年11月24日（水）～12月1日（水）
質問書回答	令和3年12月3日（金）
審査	令和3年12月10日（金）
事業者決定通知	令和3年12月中旬

12 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (2) 審査の経緯の公表はしない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

13 問合せ先

岡崎市市民安全部市民課システム管理係

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

電話：0564-23-6324（直通） F A X：0564-27-1158

メール：shimin@city.okazaki.lg.jp